

資料 3

2021年12月23日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 文書による報告事項の概要	3
・ オキサチアピプロリン（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	6
・ カズサホス（適用拡大申請）	13
・ クレトジム（適用拡大申請）	16
・ セダキサン（新規の国内登録申請）	21
・ ピリベンカルブ（適用拡大申請）	24
・ フェナザキン（インポートトレランス申請）	28
・ フルアジナム（適用拡大申請）	31
・ フルチアニル（適用拡大申請）	36
・ ブロフラニリド（インポートトレランス申請）	38
・ マンジプロパミド（インポートトレランス申請）	40
・ メタミホップ（適用拡大申請並びに畜産物及び魚介類への基準値の設定）	47
・ 動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し	49

②遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況について

・ 令和3年10月29日付けで安全性審査を経た旨が公表されている遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え添加物	65
・ 令和3年10月29日付けで届出がなされたゲノム編集技術応用食品	70

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
オキサチアピプロリン（農薬/殺菌剤） （別紙 1）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：ばれいしょ、トマト等	ADI:3.4 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 0.6% 幼小児（1～6 歳） 0.8% 妊婦 0.5% 高齢者（65 歳以上） 0.7%
カズサホス（農薬/殺虫剤（殺線虫剤）） （別紙 2）	適用拡大申請	農薬：だいこん、きゅうり等	ADI:0.00025 mg/kg 体重/日 ARfD:0.005 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 27.5% 幼小児（1～6 歳） 34.6% 妊婦 18.0% 高齢者（65 歳以上） 38.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
クレトジム（農薬/除草剤） （別紙 3）	適用拡大申請	農薬：だいず、いんげんまめ等	ADI:0.01 mg/kg 体重/日 ARfD:1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 30.5% 幼小児（1～6 歳） 57.0% 妊婦 25.5% 高齢者（65 歳以上） 35.2% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
セダキサン（農薬/殺菌剤） （別紙 4）	新規の国内登録申請	農薬：登録なし	ADI:0.11 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 0.1% 幼小児（1～6 歳） 0.3% 妊婦 0.1% 高齢者（65 歳以上） 0.1% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ピリベンカルブ（農薬/殺菌剤） （別紙 5）	適用拡大申請	農薬：稲、小麦等	ADI:0.039 mg/kg 体重/日 ARfD:1.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 19.9% 幼小児（1～6 歳） 35.8% 妊婦 15.9% 高齢者（65 歳以上） 23.6% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フェナザキン（農薬/殺虫剤、殺菌剤） （別紙 6）	インポートトレランス申請	農薬：登録なし	ADI:0.0046 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 9.8% 幼小児（1～6 歳） 26.5% 妊婦 8.8% 高齢者（65 歳以上） 11.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
フルアジナム（農薬/殺菌剤、殺ダニ剤） （別紙 7）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、りんご等	ADI:0.01 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.5 mg/kg 体重（国民全体） ARfD: 0.02 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 13.9% 幼小児（1～6 歳） 38.7% 妊婦 13.5% 高齢者（65 歳以上） 15.7% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フルチアニル（農薬/殺菌剤） （別紙 8）	適用拡大申請	農薬：きゅうり、なす等	ADI:2.4 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 0.1% 幼小児（1～6 歳） 0.2% 妊婦 0.1% 高齢者（65 歳以上） 0.1%
プロフラニリド（農薬/殺虫剤） （別紙 9）	インポートトレランス申請	農薬：キャベツ、はくさい等	ADI:0.017 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 35.8% 幼小児（1～6 歳） 47.1% 妊婦 33.3% 高齢者（65 歳以上） 40.0%
マンジプロパミド（農薬/殺菌剤） （別紙 10）	インポートトレランス申請	農薬：かんきつ、ぶどう等	ADI:0.05 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 19.8% 幼小児（1～6 歳） 30.1% 妊婦 17.7% 高齢者（65 歳以上） 23.7%
メタミホップ（農薬/除草剤） （別紙 11）	適用拡大申請、畜産物及び魚介類への基準値設定	農薬：移植水稻、直播水稻	ADI:0.0042 mg/kg 体重/日 ARfD:1.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 4.8% 幼小児（1～6 歳） 11.5% 妊婦 4.0% 高齢者（65 歳以上） 4.7% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
イソオイゲノール（動物用医薬品/麻酔剤） （別紙 12-1）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認なし	ADI:0.075 mg/kg 体重/日（EMA）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 35.0% 幼小児（1～6 歳） 51.7% 妊婦 18.5% 高齢者（65 歳以上） 44.0%
オキシクロザニド（動物用医薬品/寄生虫駆除剤） （別紙 12-2）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：牛	ADI:0.002 mg/kg 体重/日（APVMA）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 4.8% 幼小児（1～6 歳） 11.5% 妊婦 6.5% 高齢者（65 歳以上） 3.5%
カンタキサンチン（飼料添加物/着色料） （別紙 12-3）	暫定基準の見直し	飼料添加物：鶏、さけ科魚類及び甲殻類	ADI:0.025 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 34.2% 幼小児（1～6 歳） 79.9% 妊婦 28.7% 高齢者（65 歳以上） 32.9%

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
酢酸イソ吉草酸 タイロシン（動物 用医薬品/抗生物 質） （別紙 12-4）	暫定基準 の見直し	動物用医 薬品：豚、 鶏	ADI:0.0001 mg/kg 体重 /日（APVMA）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 23.2% 幼小児（1～6 歳） 60.0% 妊婦 22.6% 高齢者（65 歳以上） 16.8%
トリメトプリム （動物用医薬品/ 合成抗菌剤、寄生 虫駆除剤） （別紙 12-5）	暫定基準 の見直し	動物用医 薬品：豚、 鶏	ADI:0.0042 mg/kg 体重 /日（EMEA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 10.9% 幼小児（1～6 歳） 34.7% 妊婦 11.7% 高齢者（65 歳以上） 9.4%
ハロフジノン（動 物用医薬品/合成 抗菌剤、寄生虫駆 除剤及び飼料添 加物） （別紙 12-6）	暫定基準 の見直し	動物用医 薬品：承認 なし 飼料添加 物：鶏	ADI:0.0003 mg/kg 体重 /日（APVMA 及び EMEA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 17.8% 幼小児（1～6 歳） 36.9% 妊婦 21.8% 高齢者（65 歳以上） 13.5%
マデュラマイシ ン（動物用医薬品 /抗生物質、寄生 虫駆除剤） （別紙 12-7）	暫定基準 の見直し	動物用医 薬品：承認 なし	ADI:0.001 mg/kg 体重/ 日（APVMA 及び EFSA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 18.2% 幼小児（1～6 歳） 42.7% 妊婦 18.5% 高齢者（65 歳以上） 13.7%
ロベニジン（動物 用医薬品/合成抗 菌剤、寄生虫駆除 剤） （別紙 12-8）	暫定基準 の見直し	動物用医 薬品：承認 なし	ADI:0.005 mg/kg 体重/ 日（APVMA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 1.5% 幼小児（1～6 歳） 3.5% 妊婦 1.5% 高齢者（65 歳以上） 1.1%

APVMA：オーストラリア農薬・動物用医薬品局

EFSA：欧州食品安全機関

EMEA：欧州医薬品審査庁（現在 EMA に改称）

EMA：欧州医薬品庁

(別紙1)

農薬名 オキサチアピプロリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
とうもろこし	0.01	0.01		0.01			
大豆	0.01	0.01		0.01			
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.04			<0.01,<0.01 (¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04		0.04			
かんしょ	0.04	0.04		0.04			
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04		0.04			
こんにゃくいも	0.04	0.04		0.04			
その他のいも類	0.04	0.04		0.04			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○	10			【米国ブロッコリー0.066～0.81(n=5)】 【米国ブロッコリー参照】
かぶ類の葉	10	10		10			
クレソン	10	10		10			
はくさい	10	10		10			
キャベツ	2	2		0.7	1.5	米国	
芽キャベツ	2	2			1.5	米国	
ケール	10	10		10			
こまつな	10	10		10			
きょうな	10	10		10			
チンゲンサイ	10	10		10			
カリフラワー	2	2		0.3	1.5	米国	
ブロッコリー	2	2	1.5				
その他のあぶらな科野菜	10	10	10			【米国ブロッコリー参照】	
エンダイブ	15	15	○		15	米国	【米国ほうれんそう1.4～6.5(n=10)】 【米国ほうれんそう参照】 【米国ほうれんそう参照】 【米国ほうれんそう参照】
しゅんぎく	15	15			15	米国	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15		5	15	米国	
その他のきく科野菜	15	15			15	米国	
たまねぎ	0.04	0.04	○	0.04			【米国ねぎ0.400～0.850(n=5)】
ねぎ(リーキを含む。)	2	2		2			
にんにく	0.04	0.04		0.04			
にら	2	2			2.0	米国	
アスパラガス	2	2		2			
わけぎ	0.04	0.04		0.04			
その他のゆり科野菜	2	2	2				
パセリ	15	15			15	米国	【米国ほうれんそう参照】
トマト	0.5	0.5	○	0.4	0.50	米国	【0.005～0.31(n=23)(米国)】 【米国トマト参照】 【米国トマト参照】 【米国トマト参照】
ピーマン	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	
なす	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	0.2			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2		0.2			
しろうり	0.2	0.2		0.2			
すいか(果皮を含む。)	0.2	0.2		0.2			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2	0.2		0.2			
まくわうり(果皮を含む。)	0.2	0.2		0.2			
その他のうり科野菜	0.2	0.2		0.2			
ほうれんそう	15	15		15			【米国トマト参照】
オクラ	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	
未成熟えんどう	1	1		1			
その他の野菜	15	15		2	15	米国	【米国ほうれんそう参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	【米国レモン<0.01～0.0333(n=5)】 【米国レモン参照】 【米国レモン参照】 【米国レモン参照】 【米国レモン参照】
なつみかんの果実全体	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	
レモン	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	
グレープフルーツ	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	

農薬名 オキサチアピプロリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
ライム	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	【米国レモン参照】
その他のかんきつ類果実	0.06	0.06		0.05	0.06	米国	【米国レモン参照】
もも(果皮及び種子を含む。)	0.07		申				0.02,0.02,0.03
いちご	0.4		IT		0.4	米国	【0.0508～0.207(n=10)(米国)】
ラズベリー	0.5	0.5		0.5			
ブラックベリー	0.5	0.5		0.5			
ブルーベリー	0.5		IT		0.5	米国	【<0.01～0.27(n=8)(米国)】
ハuckleベリー	0.5		IT		0.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.5	0.5		0.5			
ぶどう	0.9	0.9	○	0.9			
バナナ	0.1		IT		0.1	米国	【米国アボカド、ざくろ参照】
アボカド	0.1		IT		0.1	米国	【<0.01～0.0435(n=5)(アボカド)(米 国)、0.0261～0.0356(n=4)(ざくろ)(米 国)】
マンゴー	0.1		IT		0.1	米国	【米国アボカド、ざくろ参照】
その他の果実	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	【米国トマト参照】
ひまわりの種子	0.01	0.01		0.01			
ぎんなん	0.01		IT		0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
くり	0.01		IT		0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.01		IT		0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
アーモンド	0.01		IT		0.01	米国	【<0.01(n=5)(ペカン)(米国)、 <0.01(n=6)(アーモンド)(米国)】
くるみ	0.01		IT		0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.01		IT		0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ホップ	5		IT		5	米国	【0.33～2.1(n=6)(米国)】
その他のスパイス	0.05	0.05		0.05			
その他のハーブ	15	15		10	15	米国	【米国ほうれんそう参照】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01			
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01			
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01			
鶏の卵	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01			
はちみつ	0.05	0.05					

農薬名 オキサチアピプロリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト(乾燥させたもの)				3		※1
とうがらし(乾燥させたもの)				4		※1
干しぶどう				1.3		※1
バジル(乾燥させたもの)				80		※1

斜線: ※2のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 加工食品であるトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)、干しぶどう及びバジル(乾燥させたもの)について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数を6.9、10及び1.4と算出している。バジル(乾燥させたもの)の加工係数についてはJMPRIのデータを基に8.5と算出した。

答申（案）

オキサチアピプロリン

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いものをいう。）	0.04
こんにやくいも	0.04
その他のいも類 ^{注1)}	0.04
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の葉	10
クレソン	10
はくさい	10
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	10
エンダイブ	15
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注3)}	15
たまねぎ	0.04
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.04
にら	2
アスパラガス	2
わけぎ	0.04
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	2
パセリ	15
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2

食品名	残留基準値 ppm
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.2
ほうれんそう	15
オクラ	0.5
未成熟えんどう	1
その他の野菜 ^{注7)}	15
みかん（外果皮を含む。）	0.06
なつみかんの果実全体	0.06
レモン	0.06
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.06
グレープフルーツ	0.06
ライム	0.06
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	0.06
もも（果皮及び種子を含む。）	0.07
いちご	0.4
ラズベリー	0.5
ブラックベリー	0.5
ブルーベリー	0.5
ハuckleベリー	0.5
その他のベリー類果実 ^{注9)}	0.5
ぶどう	0.9
バナナ	0.1
アボカド	0.1
マンゴー	0.1
その他の果実 ^{注10)}	0.5
ひまわりの種子	0.01
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注11)}	0.01
ホップ	5
その他のスパイス ^{注12)}	0.05
その他のハーブ ^{注13)}	15
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注14)} の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分 ^{注15)}	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注12) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注15) 「その他の家きんの食用部分」とは、その他の家きんの食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙2)

農薬名

カズサホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
ばれいしょ	0.02	0.03	○			<0.001~0.008(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			0.007,0.008(¥)
かんしょ	0.02	0.02	○			0.002,0.004(¥)
さとうきび	0.01	0.01			0.01 豪州	【<0.002,<0.005,<0.005(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			0.007,0.010(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			0.004(間引き菜),0.010(つまみ 菜)(¥)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.001(n=4)
きょうな	0.05	0.05	○			0.012,0.012(¥)(みずな)
ごぼう	0.3	0.5	○			<0.001~0.136(n=4)
その他のさく科野菜	5		申			0.38,1.80(¥)(葉ごぼう)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.001,0.001(¥)
にんにく	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
トマト	0.01	0.01	○			<0.001,0.001(¥)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.001,0.001(¥)
なす	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			<0.001,0.002(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05	○			0.006,0.012(¥)
すいか	0.01	0.01	○			<0.001,0.002(¥)
メロン類果実	0.02	0.02	○			0.003,0.004(¥)
ほうれんそう	0.05	0.1	○			0.003~0.026(n=6)
しょうが	0.1	0.1	○		0.1 豪州	【0.06(豪州)】
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.001,0.002(¥)
みかん						
みかん(外果皮を含む。)	0.01				0.01 豪州	【豪州オレンジ(<0.005~ <0.01(#)(n=5))】
なつみかんの果実全体	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
レモン	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
グレープフルーツ	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
ライム	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01			0.01 豪州	【豪州オレンジ参照】
いちご	0.03	0.05	○			<0.001~0.013(n=4)
バナナ	0.01	0.01		0.01		
その他のハーブ	0.5	0.5	○			<0.001,0.108(¥)(しその葉)

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

カズサホス

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.02
さとうきび	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.05
キャベツ	0.01
きょうな	0.05
ごぼう	0.3
その他のきく科野菜 ^{注1)}	5
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんにく	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.01
なす	0.02
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.01
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05
すいか	0.01
メロン類果実	0.02
ほうれんそう	0.05
しょうが	0.1
えだまめ	0.01
みかん（外果皮を含む。）	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.01
いちご	0.03
バナナ	0.01
その他のハーブ ^{注4)}	0.5

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(別紙3)

農薬名

クレトジム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.2	0.2			0.2 米国	【<0.10～<0.20(#)(n=17)(米国)】
大豆	10	10	○	10		
小豆類	2	2	○	2		
えんどう	2	2		2		
そら豆	2	2		2		
らっかせい	5	5		5		
その他の豆類	2	2		2		
ばれいしょ	1	1	○	0.5	1.0 米国	【<0.20～0.78(#)(n=17)(米国)】
かんしょ	1	1	○		1.0 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いものをいう。)	1	1			1.0 米国	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.1	0.1	○	0.1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	1	○		1.0 米国	【<0.45(#)(n=4)(ラディッシュ根)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○		1.0 米国	【0.48～0.57(#)(n=4)(ラディッシュ葉)(米国)】
キャベツ	0.3	0.3	○			<0.02, 0.08(¥)*
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5		0.02, 0.04(¥)*
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	0.5	0.5	○	0.5		
アスパラガス	0.2	0.2	○			<0.02, 0.04(¥)*
にんじん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02(¥)*
トマト	1	1		1		
ピーマン	1	1			1.0 米国	【0.22～0.9(#)(n=4)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5		0.50	0.50 米国	【<0.27(#)(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.50	0.50 米国	【<0.20～0.21(#)(n=5)(スカッシュ)(米国)】
すいか(果皮を含む。)	2				2.0 米国	【<0.20～1.3(#)(n=7)(カンタロープ)(米国)】
メロン類果実(果皮を含む。)	2				2.0 米国	【米国すいか参照】
まくわうり(果皮を含む。)	2				2.0 米国	【米国すいか参照】
未成熟いんげん	0.5	0.5		0.5		
えだまめ	2	2	○			0.20, 0.84(¥)*
その他の野菜	0.5	0.5	○	0.5		
クランベリー	0.5	0.5			0.50 米国	【0.16, 0.28, 0.32(#)(クランベリー)(米国)】
ひまわりの種子	0.5	0.5	○	0.5		
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.5	0.5		0.5		
ホップ	0.5	0.5			0.5 米国	【<0.2(#)(n=4)(米国)】
その他のスパイス	0.1		申			<0.02, 0.02(¥)(甘草、ほふく茎)

農薬名

クレトジム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2				(牛の筋肉参照) (豚の筋肉参照) (その他の陸棲哺乳類に属する 動物の筋肉参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2				(鶏の筋肉参照) (その他の家さんの筋肉参照)
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
大豆油 ひまわり油 綿実油 なたね油	 0.5 0.5	 0.5 0.5		0.5 0.1 0.5 0.5		

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(Ｙ):最大値を基準値設定の根拠とする

*国際基準との整合性を図るため、作物残留試験の結果に、補正計数2を乗じた値を示した。

加工食品である大豆油、ひまわり油については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、0.1(大豆油)、0.2(ひまわり油)と評価されている)。

答申（案）

クレトジム

今回基準値を設定するクレトジムとは、*m*-クロロ過安息香酸によって、代謝物C【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物O【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化されるクレトジム及びその代謝物をクレトジムに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.2
大豆	10
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	5
その他の豆類 ^{注2)}	2
ばれいしょ	1
かんしょ	1
やまいも（長いものをいう。）	1
てんさい	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1
キャベツ	0.3
たまねぎ	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
にんにく	0.5
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
トマト	1
ピーマン	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	2
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注3)}	0.5
クランベリー	0.5
ひまわりの種子	0.5
綿実	0.5

食品名	残留基準値 ppm
なたね	0.5
ホップ	0.5
その他のスパイス ^{注4)}	0.1
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注6)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
綿実油	0.5
なたね油	0.5

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙4)

農薬名

セダキサン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.01	0.01		0.01		
大麦	0.01	0.01		0.01		
ライ麦	0.01	0.01		0.01		
とうもろこし	0.01			0.01		
そば	0.01			0.01		
その他の穀類	0.01	0.01		0.01		
大豆	0.01	0.01		0.01		
小豆類	0.01			0.01		
えんどう	0.01			0.01		
そら豆	0.01			0.01		
その他の豆類	0.01			0.01		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01 ※1
その他の野菜	0.01			0.01		
なたね	0.01	0.01		0.01		
その他のオイルシード	0.01			0.01		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

太枠: 申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1 使用方法から残留しないことが合理的に明らかと考えられるため、2例の作物残留試験成績から基準値0.01 ppmを設定する。

答申（案）

セダキサン

今回基準値を設定するセダキサンとは、セダキサン（*cis*体）及びセダキサン（*trans*体）の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
そば	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.01
ばれいしょ	0.02
てんさい	0.01
その他の野菜 ^{注4)}	0.01
なたね	0.01
その他のオイルシード ^{注5)}	0.01
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注7)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙5)

農薬名 ピリベンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03(¥)
小麦	0.7	0.7	○			0.18,0.22(¥)
大豆	0.7	0.7	○			0.04,0.24(¥)
小豆類	2	2	○			0.23,0.69(¥)(いんげんまめ)
えんどう	2	2	○			(いんげんまめ参照)
そら豆	2	2	○			(いんげんまめ参照)
その他の豆類	2	2	○			(いんげんまめ参照)
はくさい	10	10	○			1.24,3.81(¥)
キャベツ	2	2	○			0.03,0.73(¥)
ブロッコリー	2	2	○			0.58,0.92(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	20	○			0.85,13.87(リーフレタス), 4.64,8.27(サラダ菜)
その他のきく科野菜	5		申			1.58,1.99(¥)(くちししゃ)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.08,0.81(¥)
にんにく	0.1		申			<0.02,<0.02(¥)
にら	10	10	○			3.63,5.98(¥)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.08,0.17(¥)
にんじん	0.6	0.7	○			0.05~0.28(n=4)
トマト	3	3	○			0.46,1.32(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.38,0.49,0.80
なす	2	2	○			0.47,0.80(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.13,0.33(¥)
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	0.3		○			0.06,0.07(¥)
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			0.49,0.51(¥)
オクラ	2		申			0.29,0.53(¥)
未成熟えんどう	5	5	○			0.24,2.04(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2	2	○			0.88,1.00(¥)
えだまめ	2	2	○			0.88,0.99(¥)
その他の野菜	5	5	○			(さやえんどう参照)
みかん		0.3	○			
みかん(外果皮を含む。)	5		○			2.12,2.79(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.22~2.44(n=4)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.15,0.79(¥)
日本なし	3	3	○			0.43,1.05(¥)
西洋なし	3	3	○			(日本なし参照)
もも		0.5	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○			0.95,1.11(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.70,0.80(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	2	2	○			0.76,0.89(¥)
すもも(プルーンを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
うめ	5	5	○			1.34,1.73(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.43,3.42(¥)

農薬名 ピリベンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	8	5	○			0.40～3.26(n=4)
ぶどう	4	2	申・○			0.40～2.16(n=5)
かき	1	1	○			0.19,0.45(¥)
キウイ	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
茶	40	40	○			22.16,28.72(¥)(荒茶)
その他のスパイス	20	20	○			10.51,11.91(¥)(みかん果皮)
魚介類	0.04	0.04				推:0.04

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

ピリベンカルブ

今回基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあってはピリベンカルブをいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.7
大豆	0.7
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
その他の豆類 ^{注2)}	2
はくさい	10
キャベツ	2
ブロッコリー	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注3)}	5
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にら	10
アスパラガス	0.5
にんじん	0.6
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	2
オクラ	2
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注4)}	5
みかん（外果皮を含む。）	5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5

食品名	残留基準値 ppm
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	5
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	5
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	8
ぶどう	4
かき	1
キウイー	0.2
茶	40
その他のスパイス ^{注6)}	20
魚介類	0.04

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙6)

農薬名

フェナザキン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ(0.04~0.13(n=5))】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
しろうり	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
すいか(果皮を含む。)	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
その他のうり科野菜	0.3		IT		0.3 米国	【米国ズッキーニ参照】
未成熟えんどう	0.4		IT		0.4 米国	【米国未成熟いんげん(0.090~0.180(n=6))】
未成熟いんげん	0.4		IT		0.4 米国	【米国未成熟いんげん参照】
えだまめ	0.4		IT		0.4 米国	【米国未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.4		IT		0.4 米国	【米国未成熟いんげん参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ(0.07~0.23(n=12))】
なつみかんの果実全体	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
レモン	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
グレープフルーツ	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
ライム	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】
もも(果皮及び種子を含む。)	2		IT		2 米国	【米国おうとう(0.255~0.914(n=6))】
ネクタリン	2		IT		2 米国	【米国おうとう参照】
あんず(アプrikotを含む。)	2		IT		2 米国	【米国おうとう参照】
すもも(ブルーンを含む。)	2		IT		2 米国	【米国おうとう参照】
うめ	2		IT		2 米国	【米国おうとう参照】
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		2		
いちご	2		IT		2 米国	【0078~1.17(n=8)(米国)】
ラズベリー	0.7		IT		0.7 米国	【0.178~0.362(n=5)(米国)】
ブラックベリー	0.7		IT		0.7 米国	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	2		IT		2 米国	【米国いちご参照】
クランベリー	2		IT		2 米国	【米国いちご参照】
ハuckleベリー	0.8		IT		0.8 米国	【米国ブルーベリー(0.171~0.411(n=6))】
その他のベリー類果実	2		IT		2 米国	【米国いちご参照】
ぶどう	0.7		IT		0.7 米国	【0.05~0.33(n=12)(米国)】
アボカド	0.2		IT		0.15 米国	【0.032~0.082(n=5)(米国)】
パイナップル	0.2		IT		0.2 米国	【0.014~0.121(n=8)(米国)】
パッションフルーツ	0.7		IT		0.7 米国	【米国ぶどう参照】
その他の果実	2		IT		2 米国	【米国おうとう参照】
ぎんなん	0.02		IT		0.02 米国	【米国ペカン(<0.01~0.014(n=5))、アーモンド(<0.01~0.011(n=5))】
くり	0.02		IT		0.02 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02		IT		0.02 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
アーモンド	0.02	0.02	IT		0.02 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
くるみ	0.02		IT		0.02 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02		IT		0.02 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	10	10			10 EU	【2.76~4.97(n=4)(EU)】
ホップ	30		IT	30		
その他のスパイス	0.4		IT		0.4 米国	【米国オレンジ参照】

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

答申（案）

フェナザキン

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.3
未成熟えんどう	0.4
未成熟いんげん	0.4
えだまめ	0.4
その他の野菜 ^{注2)}	0.4
みかん（外果皮を含む。）	0.4
なつみかんの果実全体	0.4
レモン	0.4
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.4
グレープフルーツ	0.4
ライム	0.4
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	2
ラズベリー	0.7
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハuckleベリー	0.8
その他のベリー類果実 ^{注4)}	2
ぶどう	0.7
アボカド	0.2
パイナップル	0.2
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 ^{注5)}	2

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.02
茶	10
ホップ	30
その他のスパイス ^{注7)}	0.4

注1) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙7)

農薬名 フルアジナム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			0.01, 0.02(¥) (あずき)
らっかせい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02(¥)
かんしょ	0.03		申			<0.01~0.02 (n=6)
やまいも (長いものをいう。)	0.05	0.05	○			※1
てんさい	0.5	0.5	○			0.14, 0.15(¥)
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02(¥) (つみみ菜)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
かぶ類の葉	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
はくさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
芽キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
こまつな	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥) (＃)
きょうな	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥) (＃) (みずな)
チンゲンサイ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
カリフラワー	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02(¥)
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥) (なばな)
ごぼう	0.2	0.2	○			<0.01~0.06 (n=4)
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.01~0.08 (n=7)
ねぎ (リーキを含む。)	0.05	0.05	○			0.01, 0.01(¥)
にら	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
その他のゆり科野菜	5	5	○			1.21, 1.92(¥) (食用ゆり)
にんじん	0.3	0.3	○			0.06, 0.10(＃) (¥)
その他のなす科野菜	0.3	0.3			§ 0.3 韓国	【韓国とうがらし(0.12, 0.21)】
その他の野菜 (ずいき及びれんこんを除く。)	5	5	○			0.40, 2.18(¥) (むかご)
みかん (外果皮を含む。)	2	2	○			0.60, 0.64(＃) (¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.34, 1.71(＃) (¥)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.2	0.2	○			0.02, 0.05(¥)
日本なし	0.2	0.2	○			0.02, 0.03(¥)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	3	2	○			0.12, 0.66, 1.05
もも (果皮及び種子を含む。)	1	0.7	○			0.28, 0.45(¥)
ネクタリン	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
あんず (アプリコットを含む。)	0.05	0.05	○			(すもも参照)
すもも (ブルーベリーを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(＃) (¥)
うめ	0.2	0.1	○			0.01, 0.03(¥)
おうとう (チェリーを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
いちご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ブルーベリー	4	4	○			【0.069~1.8 (n=12) (米国)】
クランベリー	4	4				【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	4	4				【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	4	4				【米国ブルーベリー参照】

農薬名 フルアジナム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.01, 0.01(¥)
かき	0.3	0.3	○			0.07, 0.10(＃)(¥)
キウイ（果皮を含む。）	3	3	○			0.535, 0.858, 1.17
パイナップル	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
グアバ		4				※2
その他の果実	0.05	0.05	○			<0.01, 0.01(¥) (いちじく)
茶	6	5	○			0.69, 0.76, 2.74(荒茶)
その他のスパイス	10	10	○			3.12, 3.28(＃)(¥) (みかん果皮)
牛の筋肉	0.01	0.01				推：0.002
牛の脂肪	0.02	0.02				推：0.019
牛の肝臓	0.01	0.01				推：0.005
牛の腎臓	0.01	0.01				推：0.001
牛の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推：0.004

太枠：申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○：既に、国内において農薬登録のあるもの

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃)：使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする

推：推定される残留濃度であることを示す

§：現行基準値設定当時の韓国の基準値を示す。現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

その他の野菜のずいき及びれんこんは短期暴露評価でESTI試算を超えるため、一律基準とする。

※1) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2) 現行のグアバの基準値は、米国のIT申請の作物Chilean guavaからグアバに設定されていたが、当該作物はCodexではその他のベリー類果実に食品分類されることから、Codexに準じてChilean guavaをその他のベリー類果実に食品分類し、グアバの基準値を削除した。

答申（案）

フルアジナム

今回基準値を設定するフルアジナムとは、農産物にあってはフルアジナムをいい、畜産物にあっては、筋肉及び脂肪については、フルアジナム、代謝物D【4-クロロ-6-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)- α , α , α -トリフルオロ-5-ニトロ-*m*-トルイジン】及び代謝物E【4-クロロ-2-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)-5-トリフルオロメチル-*m*-フェニレンジアミン】を、その他の組織及び乳については、フルアジナム、代謝物D及び代謝物E並びにこれらの代謝物の抱合体をフルアジナムに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.1
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.1
かんしょ	0.03
やまいも（長いものをいう。）	0.05
てんさい	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.05
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.05
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	5
にんじん	0.3
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.3
その他の野菜 ^{注5)} （ずいき及びれんこんを除く。）	5
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	5

食品名	残留基準値 ppm
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	5
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05
うめ	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.05
いちご	0.05
ブルーベリー	4
クランベリー	4
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注7)}	4
ぶどう	0.05
かき	0.3
キウイー（果皮を含む。）	3
パイナップル	0.05
その他の果実 ^{注8)}	0.05
茶	6
その他のスパイス ^{注9)}	10
牛の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.01
乳	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ
ト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含
む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、ク
レソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラ
ワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんに
く、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをい
う。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科
野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょ
うが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをい
う。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの
外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフル
ーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、
ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメ
ロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、う
め、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、
アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外の
ものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら
し、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果
皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい
う。

(別紙8)

農薬名

フルチアニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パセリ	5		申			1.86,2.68(¥)
トマト	0.2	0.3	○			0.03～0.07(n=4)(ミニトマト)※
ピーマン	0.3		申			0.04～0.14(n=6)※
なす	0.1	0.2	○			0.03～0.05(n=4)※
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.09	0.2	○			0.017～0.041(n=4)※
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.06	0.2	○			<0.01～0.03(n=4)※
すいか	0.01	0.05	○			<0.01(n=4)※
メロン類果実(果皮を含む。)	0.07	0.07	○		0.07 米国	【<0.010～0.042(n=7)(カンタロープ)(米国)】
その他のうり科野菜	0.2		申			0.02,0.04(¥)(にがうり)
未成熟えんどう	0.5	0.5	○			0.05,0.15(¥)(さやえんどう)
その他の野菜	10		申			4.54,5.76(¥)(食用かえで)
りんご	0.2	0.2			0.15 米国	【<0.01～0.08(n=12)(米国)】
おうとう(チェリーを含む。)	0.4	0.4			0.4 米国	【米国サワーチェリー(0.15～0.24)(n=5)、 おうとう(0.071～0.12)(n=4)】
いちご	0.3	0.5	○			0.08～0.138(n=4)※
ぶどう	0.7	0.7			0.7 米国	【0.013～0.50(n=12)(米国)】
はちみつ	0.05	0.05				

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※トマト、ピーマン、なす、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、すいか及びいちごについては、プロポーションナリティ(propotionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として5%乳剤5000倍散布を基に換算した。

答申（案）

フルチアニル

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	5
トマト	0.2
ピーマン	0.3
なす	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.09
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.06
すいか	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.07
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.2
未成熟えんどう	0.5
その他の野菜 ^{注2)}	10
りんご	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4
いちご	0.3
ぶどう	0.7
はちみつ	0.05

注1) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(別紙9)

農薬名 ブロフラニリド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
ばれいしょ	0.04		IT		0.04	米国	【<0.001～0.0335(n=20)(米国)】
かんしょ	0.01	0.01	○				<0.01(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○				<0.01(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	9	9	○				0.80～4.40(n=6)
かぶ類の根	0.04	0.04	○				<0.01,0.01,0.02
かぶ類の葉	6	6	○				1.42,1.95,2.58
はくさい	1	1	○				0.06～0.48(n=6)
キャベツ	0.4	0.4	○				0.04～0.19(n=6)
ケール	10	10	○				1.26,3.61(¥)(たかな)
こまつな	6	6	○				1.20,1.70,2.28
きょうな	5	5	○				2.06,2.30(¥)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○				(たかな参照)
カリフラワー	2	2	○				(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○				0.33,0.36,0.73
その他のあぶらな科野菜	10	10	○				(たかな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○				3.22,6.07(サラダ菜), 1.54,2.80(リーフレタス)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○				0.10～1.32(n=6)
えだまめ	0.8	0.8	○				0.11,0.27,0.34
その他のハーブ	10	10	○				(たかな参照)
はちみつ	0.05	0.05					

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

ブロフラニリド

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.04
かんしょ	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9
かぶ類の根	0.04
かぶ類の葉	6
はくさい	1
キャベツ	0.4
ケール	10
こまつな	6
きょうな	5
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
ねぎ（リーキを含む。）	3
えだまめ	0.8
その他のハーブ ^{注2)}	10
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(別紙10)

農薬名 マンジプロパミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.028,0.030(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			0.014,0.018(¥)
ばれいしょ	0.1	0.09	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01				※1
かんしょ	0.01	0.01				※1
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01				※1
その他のいも類	0.01	0.01				※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	25	25		25		
かぶ類の葉	25	25		25		
クレソン	25	25		25		
はくさい	25	25	○	25		
キャベツ	3	3	○	3	3.0	米国
芽キャベツ	3	3				【米国キャベツ(外葉あり)(0.655～1.45(n=6))及びブロッコリー(0.285～0.585(n=6))参照】
ケール	25	25		25		
こまつな	25	25		25		
きょうな	25	25		25		
チンゲンサイ	25	25		25		
カリフラワー	3	3			3.0	米国
ブロッコリー	5	5	○	2		【米国キャベツ(外葉あり)及びブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	25	25		25		0.78,2.46(¥)
チコリ	25	25		25		
エンダイブ	25	25		25		
しゅんぎく	25	25		25		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25	○	25		
その他のさく科野菜	25	25		25		
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.1		
ねぎ(リーキを含む。)	4	7	○		4.0	米国
にんにく	0.05	0.05			0.05	米国
その他のゆり科野菜	7	7		7		【0.23～3.73(n=6)(米国)】 【米国たまねぎ(<0.01～0.03(n=8))参照】
パセリ	20	20			§ 20	米国
セロリ	20	20		20		【米国結球レタス(外葉あり)(1.29～8.3(n=5))及びほうれんそう(5.35～10.7(n=6))参照】
トマト	3	2	○・IT	0.3	3	EU
ピーマン	2	2	○	1		【0.23～1.7(n=9)(EU)】
なす	2	2	○			0.66,0.90(¥)
その他のなす科野菜	25	25		25		0.30,0.81(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3		0.2		【米国きゅうり(<0.01～0.07(n=7))、サマースカッシュ(0.015～0.07(n=5))参照】※2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.2		【米国きゅうり、サマースカッシュ参照】※2
しろうり	0.5	0.3		0.5		
すいか		0.2				
すいか(果皮を含む。)	0.2		○			0.05,0.05,0.10
メロン類果実		0.01				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5			0.5		
まくわうり		0.01				
まくわうり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	25	25		25		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう オクラ	25 1	25 1	○	25	1.0 米国	【米国トマト(0.02~0.18(n=11))及 びピーマン(0.04~0.325(n=6))参 照】 ※1 0.16,0.50,1.00
しょうが	0.01	0.01				
未成熟いんげん えだまめ	1 3	2	○	1 1		
その他の野菜	25	25		25		
みかん		0.3				0.79,1.18(¥) 1.07,1.12(¥) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照)
みかん(外果皮を含む。)	3		○			
なつみかんの果実全体	3	3	○			
レモン	3	3	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			
グレープフルーツ	3	3	○			
ライム	3	3	○			
その他のかんきつ類果実	3	3	○			
いちご	5	5	○			0.53(＃),1.92(＃)(¥)
ぶどう	3	3	○	2		0.516,1.24(¥)
その他の果実	3	3	○			0.82,1.21(¥)(いちじく)
カカオ豆	0.06		IT	0.06	0.06 EU	【<0.01~0.03(n=8)(EU)】※3
ホップ	90	90	○	90		
その他のスパイス	10	10	○			3.28,4.36(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	25	25	○	25		
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		

農薬名

マンジプロパミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家さんの卵	0.01			0.01		
はちみつ	0.05	0.05				
とうがらし(乾燥させたもの)				10		※4
干しぶどう				5		※4

太枠: 申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 参考とした米国の基準値は変更されているが、申請がなかったことから、現行の基準値を維持することとする。

※2) 新たな申請がなかったことから、IT申請時に設定された基準値を維持することとする。

※3) 国際基準では検体を豆としているところ、EUでは外果皮を除去したものとしているため、国内での検体部位と同一のEU基準値を参照とする。

※4) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは「とうがらし(乾燥させたもの)」の加工係数を7、「干しぶどう」の加工係数を3.91と算出している。

§: 現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

マンジプロパミド

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
その他のいも類 ^{注2)}	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の葉	25
クレソン	25
はくさい	25
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	25
こまつな	25
きょうな	25
チンゲンサイ	25
カリフラワー	3
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	25
チコリ	25
エンダイブ	25
しゅんぎく	25
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	25
その他のきく科野菜 ^{注4)}	25
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	7
パセリ	20
セロリ	20
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注6)}	25
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.2

食品名	残留基準値 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注7)}	25
ほうれんそう	25
オクラ	1
しょうが	0.01
未成熟いんげん	1
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注8)}	25
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	3
いちご	5
ぶどう	3
その他の果実 ^{注10)}	3
カカオ豆	0.06
ホップ	90
その他のスパイス ^{注11)}	10
その他のハーブ ^{注12)}	25
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙11)

農薬名

メタミホップ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.03	0.02	○・申			<0.005~0.014(#)(n=6)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.009
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.03		申			推:0.028
豚の脂肪	0.01		申			推:0.0002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.009
豚の肝臓	0.01		申			推:<0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.009
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.004
魚介類	0.02		申			推:0.011

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

メタミホップ

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注2)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
魚介類	0.02

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙12-1)

イソオイゲノールの推定摂取量(単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
魚介類(さけ目魚類に限る。)	100	19.7 [※]	206.9	104.4	78.8	240.3
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	100	19.7 [※]	33.5	5.9	27.6	43.3
魚介類(すずき目魚類に限る。)	100	19.7 [※]	667.8	287.6	401.9	835.3
魚介類(その他の魚類に限る。)	100	19.7 [※]	539.8	242.3	305.4	730.9
計			1448.0	640.3	813.6	1849.8
ADI 比 (%)			35.0	51.7	18.5	44.0

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算式: 暴露評価に用いた値 $\times$ 各食品の平均摂取量

※ 日本国内で承認がないことから、豪州で実施された残留試験における平均値の最大値 (39.4 mg/kg) に魚介類の輸入割合50%を掛けた値を用いた。

答申（案）

イソオイゲノール

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	100
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	100
魚介類（すずき目魚類に限る。）	100
魚介類（その他の魚類 ^{注1} に限る。）	100

注1)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

(別紙12-2)

オキシクロザニドの推定摂取量(単位:µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
牛の筋肉*	0.1	0.2※	3.1	1.9	4.2	2.0
牛の脂肪*	0.5					
牛の肝臓	0.5	0.1※	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.5	0.1※	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.5	0.2※	0.1	0.0	0.7	0.1
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.3	2	0.8	0.2	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.02					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	1					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	1					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	2					
乳	0.3					
計			5.3	3.8	7.6	3.9
ADI 比 (%)			4.8	11.5	6.5	3.5

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算: 暴露評価に用いた値×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い値を用いた。

※ 残留試験における休薬期間時点の残留濃度の平均値

答申（案）

オキシクロザニド

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.3

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙12-3)

カンタキサンチンの推定摂取量(単位:μg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
牛の筋肉*	0.1	0.05 ^{※1}	0.8	0.5	1.0	0.5
牛の脂肪*	0.1					
牛の肝臓	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉*	0.1	0.05 ^{※1}	2.1	1.7	2.2	1.5
豚の脂肪*	0.1					
豚の肝臓	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.1					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.1					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.1					
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.1					
乳	0.1					
鶏の筋肉*	10	2.47 ^{※2}	46.2	33.6	48.9	34.3
鶏の脂肪*	10					
鶏の肝臓	10	2.47 ^{※2}	1.7	1.2	0.0	2.0
鶏の腎臓	10	2.47 ^{※2}	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	10	2.47 ^{※2}	4.7	3.0	7.2	3.5
その他の家きんの筋肉*	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの脂肪*	0.1					
その他の家きんの肝臓*	0.1					
その他の家きんの腎臓*	0.1					
*	0.1					
鶏の卵(卵黄中)	25	5.84 ^{※3}	241.2	191.6	279.2	220.2
その他の家きんの卵	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
はちみつ	0.1	0.05 ^{※1}	0.0	0.0	0.1	0.1
魚介類(さけ目魚類に 限る。)**	20	15 ^{※4}	63.0	31.8	24.0	73.2
魚介類(うなぎ目魚類に 限る。)	0.1	0.05 ^{※1}	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に 限る。)	0.1	0.05 ^{※1}	1.7	0.7	1.0	2.1
魚介類(その他の魚類に 限る。)	0.1	0.05 ^{※1}	1.4	0.6	0.8	1.9
魚介類(貝類に限る。)	0.1	0.05 ^{※1}	0.2	0.1	0.1	0.3
魚介類(甲殻類に限る。)	0.1	0.05 ^{※1}	0.3	0.2	0.3	0.3
その他の魚介類	0.1	0.05 ^{※1}	0.4	0.1	0.2	0.5
計			377.1	281.7	383.5	351.2
ADI 比 (%)			34.2	79.9	28.7	32.9

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 暴露評価に用いた値×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い値を用いた。

**基準値案は「魚介類(さけ科魚類に限る。)」に対するものであるが、本試算においては、「魚介類(さけ目魚類に限る。)」の摂取量を用いた。

※1 飼料添加物としての使用を前提としない基準であるため、基準値の1/2を用いた。

※2 残留試験における残留濃度の平均値

※3 残留試験における卵黄中の残留濃度の平均値(14.59 mg/kg)を用い、一般的なサイズの鶏卵(黄身の割合が高いMサイズ)の卵重量を50 g(卵黄20 g+卵白30 g)として計算した。

※4 適用方法及び用量の上限に相当するいくら及びすじこの残留量

答申（案）

カンタキサンチン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	10
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	10
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	10
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	10
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	10
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵（卵黄中）	25
その他の家きんの卵	0.1
魚介類（さけ科魚類に限る。）	20
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.1
魚介類（貝類に限る。）	0.1
魚介類（甲殻類に限る。）	0.1
その他の魚介類 ^{注5)}	0.1
はちみつ	0.1
いくら	20
すじこ	20

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(別紙12-4)

酢酸イソ吉草酸タイロシンの推定摂取量(単位:μg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
豚の筋肉*	0.04	0.02 [※]	0.8	0.7	0.9	0.6
豚の脂肪*	0.04	0.02 [※]				
豚の肝臓	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の筋肉*	0.04	0.02 [※]	0.4	0.3	0.4	0.3
鶏の脂肪*	0.04	0.02 [※]				
鶏の肝臓	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.04	0.02 [※]	0.0	0.0	0.1	0.0
計			1.3	1.0	1.3	0.9
ADI 比 (%)			23.2	60.0	22.6	16.8

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 暴露評価に用いた値×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い値を用いた。

※ 定量限界値を基にした基準値案であることから、定量限界値の1/2の値を用いた。

答申（案）

酢酸イソ吉草酸タイロシン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.04
豚の脂肪	0.04
豚の肝臓	0.04
豚の腎臓	0.04
豚の食用部分 ^{注1)}	0.04
鶏の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

トリメプリの推定摂取量(単位:µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.05	0.8	0.5	1.0	0.5
牛の脂肪*	0.05				
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉*	0.1	4.2	3.3	4.3	3.1
豚の脂肪*	0.1				
豚の肝臓	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
豚の腎臓	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.08	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.1				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.08				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.08				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.05				
乳	0.05				
鶏の筋肉*	0.05	0.9	0.7	1.0	0.7
鶏の脂肪*	0.05				
鶏の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.05	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の家さんの筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家さんの脂肪*	0.05				
その他の家さんの肝臓*	0.05				
その他の家さんの腎臓*	0.05				
その他の家さんの食用部分*	0.05				
鶏の卵	0.02	0.8	0.7	1.0	0.8
その他の家さんの卵	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(さけ目魚類に 限る。)	0.08	0.8	0.4	0.3	1.0
魚介類(うなぎ目魚類に 限る。)	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に 限る。)	0.05	1.7	0.7	1.0	2.1
魚介類(その他の魚類に 限る。)	0.05	1.4	0.6	0.8	1.9
魚介類(貝類に限る。)	0.05	0.2	0.1	0.1	0.3
魚介類(甲殻類に限る。)	0.05	0.3	0.2	0.3	0.3
その他の魚介類	0.05	0.4	0.1	0.2	0.5
計		25.2	24.1	28.8	22.1
ADI 比 (%)		10.9	34.7	11.7	9.4

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

トリメトプリム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.08
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.08
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.05
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.05
魚介類（貝類に限る。）	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05
その他の魚介類 ^{注5)}	0.05

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

ハロフジノンの推定摂取量(単位:μg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.01	0.5	0.3	0.6	0.3
牛の脂肪*	0.03				
牛の肝臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.02	0.0	0.0	0.1	0.0
鶏の筋肉*	0.01	0.2	0.1	0.2	0.1
鶏の脂肪*	0.01				
鶏の肝臓	0.4	0.3	0.2	0.0	0.3
鶏の腎臓	1	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	1	1.9	1.2	2.9	1.4
その他の家さんの筋肉*	0.05	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の家さんの脂肪*	0.05				
その他の家さんの肝臓*	0.6				
その他の家さんの腎臓*	1				
その他の家さんの食用部分*	1				
計		2.9	1.8	3.8	2.3
ADI 比 (%)		17.8	36.9	21.8	13.5

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

ハロフジノン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注1)}	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注2)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.4
その他の家きんの肝臓	0.6
鶏の腎臓	1
その他の家きんの腎臓	1
鶏の食用部分	1
その他の家きんの食用部分	1

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注2)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

マデラマイシンの推定摂取量(単位:ug/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
鶏の筋肉*	0.1	7.5	5.4	7.9	5.6
鶏の脂肪*	0.4				
鶏の肝臓	0.8	0.6	0.4	0.0	0.6
鶏の腎臓	1	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	1	1.9	1.2	2.9	1.4
その他の家きんの筋肉*	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の家きんの脂肪*	0.1				
その他の家きんの肝臓*	0.8				
その他の家きんの腎臓*	1				
その他の家きんの食用部分*	1				
計		10.0	7.0	10.8	7.7
ADI 比 (%)		18.2	42.7	18.5	13.7

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

マデュラマイシン

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注1)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.4
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.8
その他の家きんの肝臓	0.8
鶏の腎臓	1
その他の家きんの腎臓	1
鶏の食用部分	1
その他の家きんの食用部分 ^{注2)}	1

注1)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ロベニジンの推定摂取量(単位:μg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
鶏の筋肉*	0.1	3.7	2.7	4.0	2.8
鶏の脂肪*	0.2				
鶏の肝臓	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1
その他の家さんの筋肉*	1	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の家さんの脂肪*	1				
その他の家さんの肝臓*	0.1				
その他の家さんの腎臓*	0.1				
その他の家さんの食用部分*	0.1				
計		4.1	2.9	4.3	3.1
ADI 比 (%)		1.5	3.5	1.5	1.1

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

ロベニジン

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注1)} の筋肉	1
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 ^{注2)}	0.1

注1)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

令和 3 年 12 月 23 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出等の状況（報告）

1. 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の概要（別添1）

（1）制度の概要

遺伝子組換え食品等を輸入・販売等する際には、安全性審査を行う必要があり、審査を行っていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売等は、食品衛生法に基づき禁止されている。

申請者から安全性審査の申請がなされると、厚生労働省は食品安全委員会に食品健康影響評価（以下「評価」という。）の諮問を行う。厚生労働省からの諮問に基づき、食品安全委員会で評価を行う。

厚生労働省はその評価結果の答申を受けて、審査品目が人の健康を損なうおそれがないとされた場合に安全性審査の手続きを経た旨を官報に掲載し公表する。

（2）審査済みの食品等

令和3年10月29日の時点で、我が国で安全性審査を経た旨が公表されている遺伝子組換え食品は8作物 326品種、遺伝子組換え添加物は 22種類 62品目である。

2. ゲノム編集技術応用食品及び添加物の届出の概要（別添2）

（1）制度の概要

ゲノム編集技術を用いて作られた食品等のうち、外来遺伝子又はその一部を含む場合は、組換えDNA技術に該当するものとして安全性審査を経ることとなる。一方、自然界又は従来品種改良でも起こり得る範囲の遺伝子変化により得られるものは、従来品種改良技術を用いた食品と比べた安全性等の観点から、開発者等から届出を求めて公表する（「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年9月19日付け生食発0919第3号「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて」別添））。

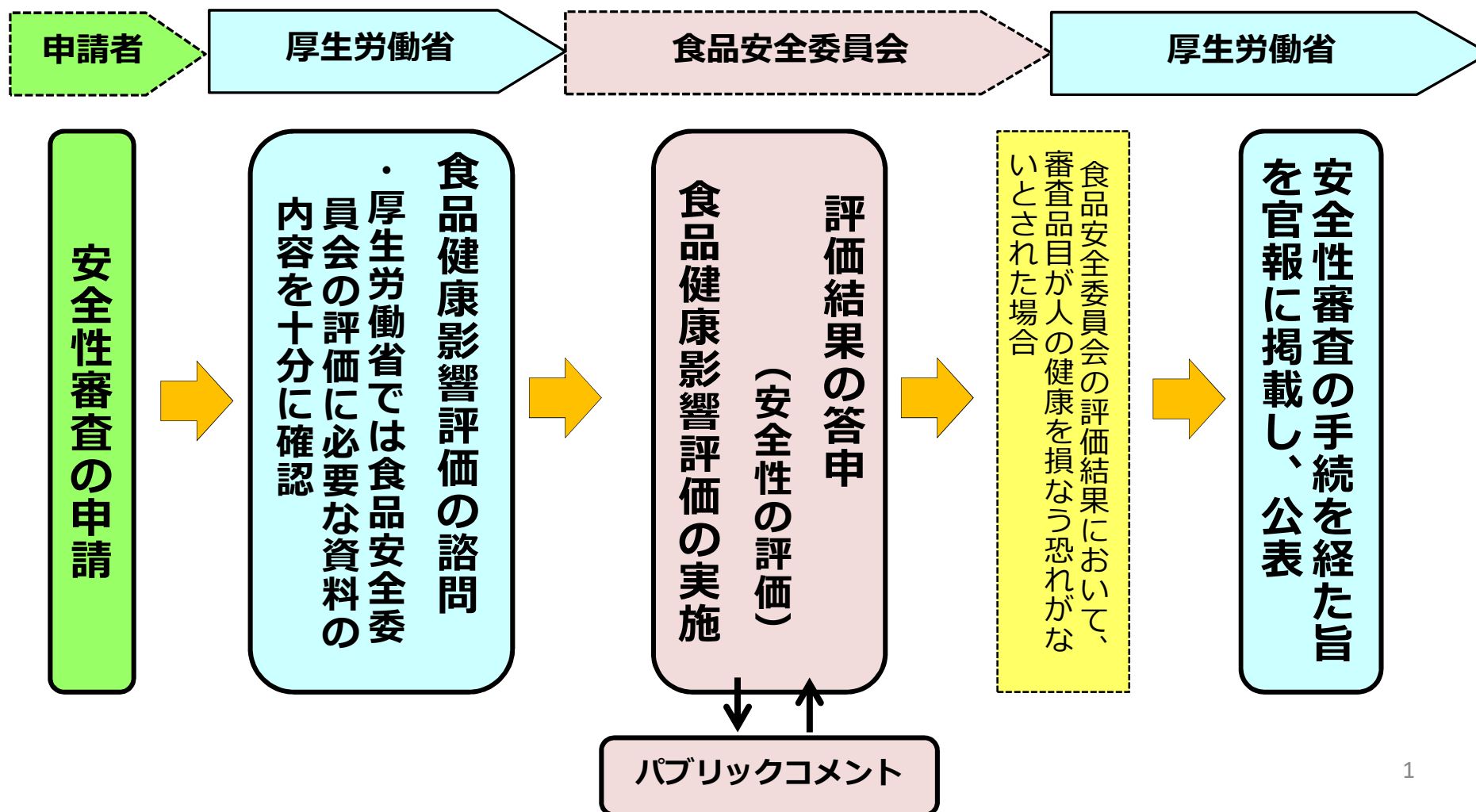
（2）届出済みの食品等

令和3年10月29日の時点で、届出がなされたゲノム編集技術応用食品は3品種である。

（以上）

遺伝子組換え食品等の安全性審査 (別添1)

- 遺伝子組換え食品等を輸入・販売等する際には、安全性審査を行う必要があり、審査を行っていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売等は、食品衛生法に基づき禁止されている。
- 安全性審査は、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会の意見を聴いて行うこととなっている。



安全性審査を経た遺伝子組換え食品及び添加物

我が国で安全性審査を経た、遺伝子組換え食品は8作物326品種、
遺伝子組換え添加物は22種類62品目ある。（※令和3年10月29日時点）

食品（8作物326品種）

名称	数	性質
じゃがいも	12	害虫に強い ウイルス病に強い
大豆	28	特定の除草剤で枯れない 特定の成分（オレイン酸など）を多く含む
てんさい （砂糖大根）	3	特定の除草剤で枯れない
とうもろこし	207	害虫に強い 特定の除草剤で枯れない
なたね	22	特定の除草剤で枯れない
わた	48	害虫に強い 特定の除草剤で枯れない
アルファルファ	5	特定の除草剤で枯れない
パパイヤ	1	ウイルス病に強い

添加物（22種類62品目）

名称	数	性質
α-アミラーゼ	11	生産性向上 耐熱性向上 等
キモシン	5	
ブルナーゼ	4	
リパーゼ	5	
リボフラビン	2	
グルコアミラーゼ	4	
α-グルコシルトランスフェラーゼ	3	
シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ	1	
アスパラギナーゼ	1	
ホスホリパーゼ	6	
β-アミラーゼ	1	
エキソマルトテトラオヒドロラーゼ	2	
酸性ホスファターゼ	1	
グルコースオキシダーゼ	2	
プロテアーゼ	2	
ヘミセルラーゼ	2	
キシラーゼ	5	
β-ガラクトシダーゼ	1	
ブシコースエピメラーゼ	1	
テルペン系炭化水素類	1	
α-グルコシダーゼ	1	
ペクチナーゼ	1	

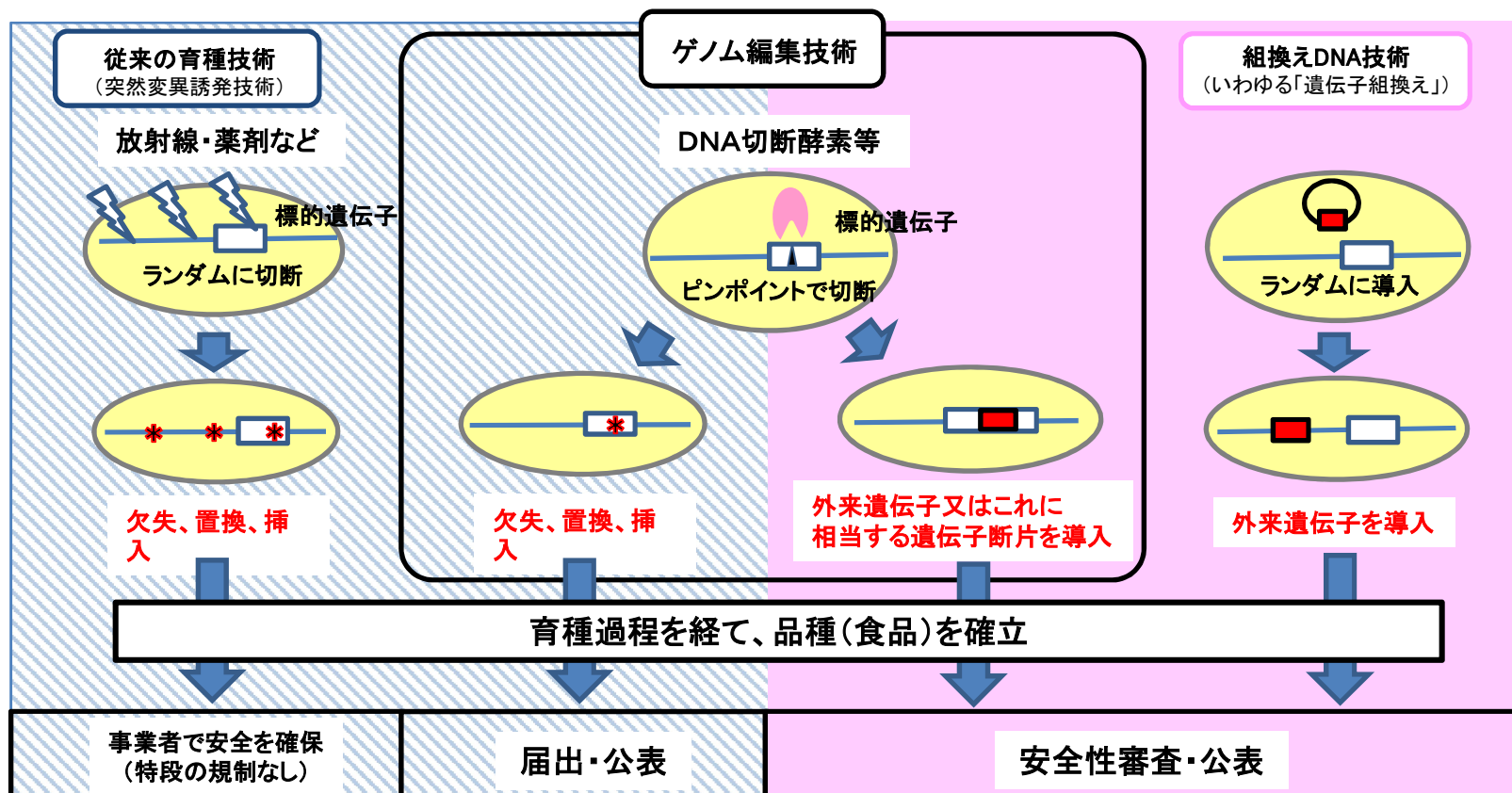
○ 上記の他に、一定の要件に適合するものについては安全性審査を経ずに
又は一部が簡略化された安全性審査を経て販売等が認められている。

- ・ 審査済みの遺伝子組換え作物同士を掛け合わせた品種
（大豆、とうもろこし、なたね、わた）
- ・ 最終製品が高度に精製された非タンパク質性の添加物
（L-グルタミン酸、L-アルギニン等のアミノ酸等）

(別添2)

ゲノム編集技術とその応用食品等の取扱い

ゲノム編集技術は、特定のDNA部位を切断する酵素(ハサミ)を細胞内で発現させ、高い精度で標的DNAを切断することができる技術であり、これを応用した食品等の食品衛生上の取扱いは以下のとおり。

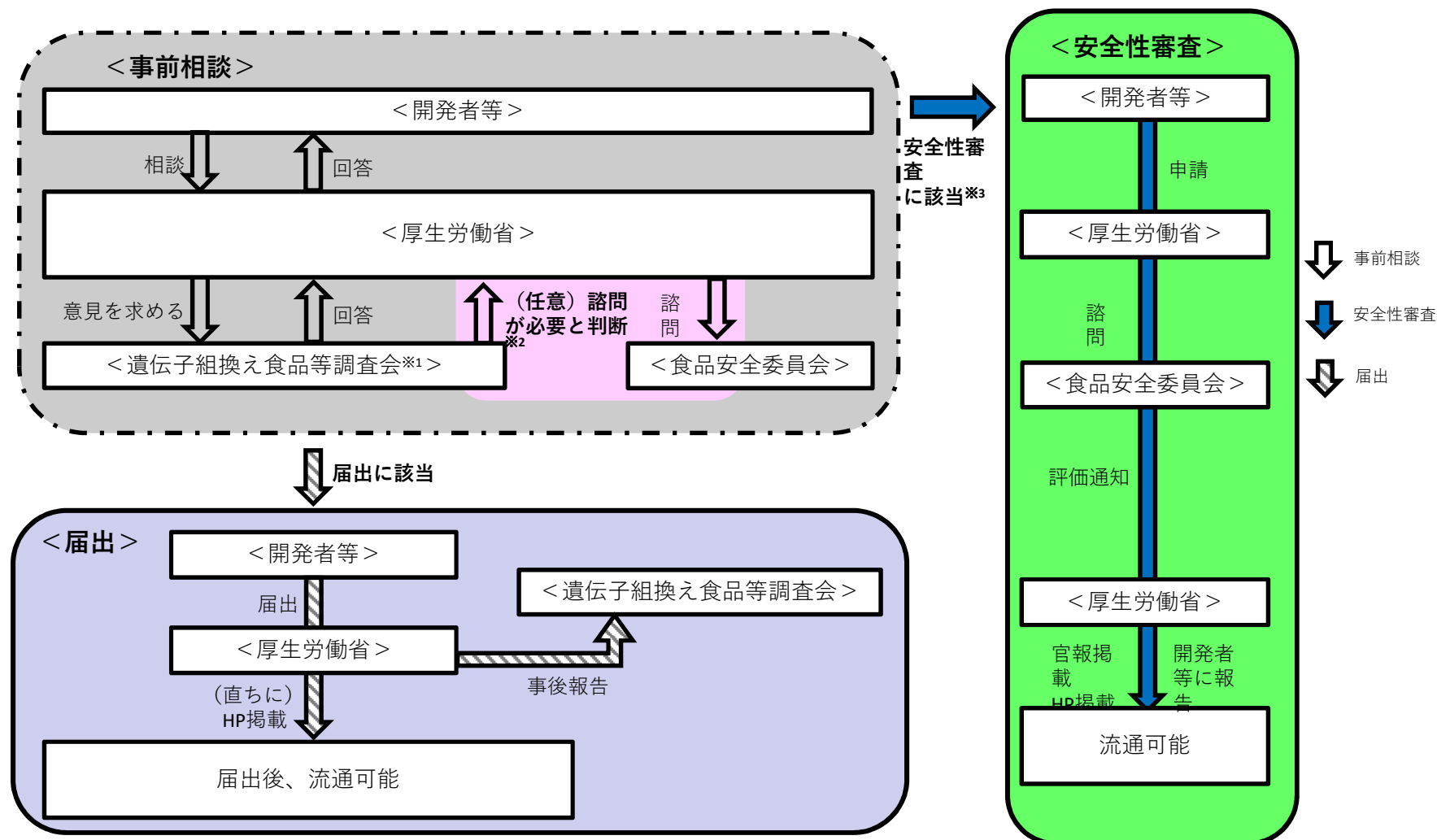


※ 開発者等から厚生労働省に対して事前相談を行うことを必須とし、厚生労働省は「遺伝子組換え食品等調査会」等に対して「届出」又は「安全性審査(食品安全委員会への諮問)」のどちらに該当するか、意見を求める。

※ ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(令和元年9月19日付け生食0919第3号「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて」別添)により、令和元年10月より運用開始。

(一部改変)

ゲノム編集技術応用食品の取扱いに係るフロー図



※1 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会

※2 新食品及び新技術については、必要に応じて食品安全委員会へ諮問し、その取扱い等について新開発食品調査部会で決定

※3 外来遺伝子が確認された場合等は、遺伝子組換え食品等として安全性審査に該当

ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づき届出された食品及び添加物一覧

このページでは、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づき届出された食品及び添加物一覧」を掲載しています。届出があり次第、順次公開して参ります。

公開届出情報一覧

N o.	届出年 月日	種 類	品目名	開発者等	届出者	上市 年月	公開届出情 報	備 考
1	2020年1 2月11日	食 品	グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一 部を改変しGABA含有量を高めたトマ ト	サナテックシー ド株式会社	サナテックシー ド株式会社	2021 年9月	 PDF [7 63KB] 	
2	2021年9 月17日	食 品	可食部増量マダイ (E189-E90系統)	リージョナルフ ィッシュ株式会 社	リージョナルフ ィッシュ株式会 社	2021 年10 月	 PDF [1 41KB] 	
3	2021年1 0月29日	食 品	高成長トラフグ (4D-4D系統)	リージョナルフ ィッシュ株式会 社	リージョナルフ ィッシュ株式会 社	2021 年11 月	 PDF [1 41KB] 	

グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高めたトマト

① 品目・品種名及び概要（利用方法及び利用目的）

トマト（英名:tomato、学名:*Solanum lycopersicum* L.）。調理用トマト品種シシリアンルージュ CF の種子親系統を改変した。

改変した遺伝子はグルタミン酸脱炭酸酵素（GABA 合成酵素、GAD）遺伝子である。当該酵素は、グルタミン酸のカルボキシル基を除去し GABA を合成する（[別添資料 1・図 1](#)）。GAD は、C 末端に自己阻害機構領域を有しており、通常状態ではこの自己阻害領域により非活性型である。一方、ストレスにより植物細胞内でカルシウムイオンが過剰な状態では、カルシウムイオンがカルモジュリンと結合してカルシウム-カルモジュリン(Ca-CMd)複合体が形成される。この Ca-CMd 複合体が自己阻害領域に存在するカルモジュリン結合ドメインに結合し GAD の自己阻害領域が変化することによって、GAD が活性型となり GABA が合成される（Gut *et al.*, 2009）。pH の低下においても同様に GAD が活性型になる。トマトは 5 つの GAD 遺伝子（*SIGAD1-SIGAD5*）を有している。このうち *SIGAD3*（Solyc01g005000）が果実の GABA 蓄積に主要な役割を果たしている（Akihiro *et al.*, 2008, Takayama *et al.*, 2015, Takayama *et al.*, 2017）。

本件では、CRISPR/Cas9 による変異導入により、C 末端領域に存在する自己阻害領域の切断除去を行い GAD の活性を上昇させ、トマト赤熟果実における GABA 蓄積量を向上させた。

品種改良のための親系統として利用し、作出した F₁ 系統は食用として使用する。従来の食品の利用方法と相違点はない。

② 利用したゲノム編集技術及び遺伝子改変の概要

アグロバクテリウム法により、調理用トマト品種シシリアンルージュ CF の種子親

系統のゲノムへ Cas9 遺伝子発現カセット、sgRNA 発現カセット、カナマイシン耐性遺伝子発現カセットを含む CRISPR/Cas9 発現カセットを形質転換し、変異を導入した。標的配列は、*SIGAD3* (Solyc01g005000) の C 末端領域に存在する自己阻害領域の直前である。CRISPR/Cas9 導入 57 系統のうち 17 系統について、シーケンサーにて塩基配列を解読し、標的配列に変異導入があることを確認した。そのうち T₀ 世代の GABA 高蓄積系統をそれぞれ自家受粉し、T₁ 世代において変異のホモ化が確認され、種子数や GABA 含量等の形質の優れた系統#87-17 を選抜した。ゲノム編集系統#87-17 では 1bp の挿入によるフレームシフトにより自己阻害領域が除去され、GAD の活性が上昇し、トマト赤熟果実における GABA 蓄積量を向上させた。赤熟果実の GABA 含量は対照区の 5~6 倍に達していた(別添資料 1・図 2 ; 酵素法; Jakoby, 1962, Koike *et al*, 2013; Akihiro *et al*, 2008)。さらに世代を促進し、T₂ 世代においても対照区よりも GABA 含量が上昇していることが確認された(別添資料 1・図 2 ; 酵素法; Jakoby, 1962, Koike *et al*, 2013; Akihiro *et al*, 2008)。以上の 3 世代 (T₀, T₁, T₂) にわたる調査により、これら形質は遺伝的に安定であると考察される。

③ ゲノム編集技術による DNA の変化がヒトの健康に悪影響を及ぼす新たなアレルゲンの産生及び既知の毒性物質の増加を生じないことの確認

■ 確認済み □ 未確認

標的とした遺伝子配列以外の改変の有無について調査するため、CRISPRdirect

(<https://crispr.dbcls.jp>) および Cas-OFFinder (<http://www.rgenome.net/cas-offfinder>) の 2 つを用い、オフターゲット候補を検索した。CRISPRDirect では、guideRNA の配列の 20 bp との相同性において、3 bp のミスマッチまでを確認する条件で検索を行った結果、15箇所 のオフターゲット候補が検索された。Cas-OFFinder では、bulge size を 2 に、ミス

マッチは3に絞り検索した結果、55箇所のおフターゲット候補が示された。これらの中から両方で共通して検索されたおフターゲット候補について、変異の有無を調査したところ変異の挿入は確認されなかった。

また新たなアレルゲンの産生の有無を調査するため、標的配列およびおフターゲットにおいて変異が確認された箇所について、この変異の挿入により、10 アミノ酸以上の新たなオープンリーディングフレーム（ORF）が発生していないかを、国立生物工学情報センター（NCBI）の Open Reading Frame Finder を使用して検索を行った。その結果、標的変異の挿入により発生すると予測される ORF が目的のものを含め 2 つ検索された。標的変異の挿入の前後と、また前述で新規に発生する可能性がある ORF により、アレルゲンの産生が見られるかどうかをメリーランド大学が中心として作成された The COMprehensive Protein Allergen REsource （COMPARE）

（<http://db.comparedatabase.org/>）およびネブラスカ大学リンカーン校の FOOD ALLERGY RESEARCH AND RESOURCE PROGRAM (FARRP)のデータベース

（<https://farrp.unl.edu/resources/farrp-databases>）を利用し、アレルゲン解析を行った。両者とも 80 アミノ酸および 8 アミノ酸検索について、デフォルト設定を用いた。その結果、新規アレルゲンの産生は見られないことが示された。

またトマトには、糖アルカロイドのトマチンが含まれており、病原菌や病害虫に抵抗性を発揮するだけでなく、コリンエステラーゼ阻害や細胞毒性など、過剰摂取によるヒトに対する中毒症状が知られている（Friedman *et al.*, 2013; Eich Eckart 2008）。トマチンのようなステロイドグリコアルカロイドのその窒素源は、アミノ酸ではなくアンモニアに由来している。またトマチンはコレステロールから生合成される経路で合成され、一方 GABA は TCA 回路を介して生合成されたグルタミン酸の脱炭酸によって合成される。このことからトマチンと GABA の生合成経路は直接結びつかないた

め、トマチンが増加しているとは考えられない。実際にゲノム編集技術による改変により、トマチンが増加しているかどうかを調査したところ、本ゲノム編集系統#87-17の赤熟果実において、トマチンは検出できなかった（（一財）・日本食品分析センターへ委託。検出限界 1 ppm、質量分析法液体クロマトグラフィー法）。またトマチン以外の既知有毒性物質はアルカロイドの一種が多く、赤熟果実中に数 mg/kg とかなり微量である（Romera-Torres *et al.*, 2018）。トマチンが増加していないことから、トマチンの類縁体その他アルカロイドについても同様に増加していないと推察される。

④ 特定の成分を増加・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変の有無

■代謝系に影響を及ぼす改変を行った。 □ 代謝系に影響はない。

※代謝系に影響を及ぼす改変を行った場合は、標的とする代謝系に関連する主要成分（栄養成分に限る）の変化の概要

機能性表示食品制度が 2015 年 4 月に施行されて以降、様々な機能性表示食品が流通し、GABA の注目度は高まっている（堀江ら、2019; 阿部、2019）。そのため、本届出で提出するトマトは、グルタミン酸脱炭酸酵素（GABA 合成酵素、GAD）遺伝子を改変し、GABA の蓄積量を増加させることを目的とした。すでに市販されている GABA 高蓄積トマトは、栽培方法の工夫によって収量性を落として高い GABA 含量を可能にしている（Saito *et al.*, 2008）のに比べて、本系統は通常の栽培でも GABA 含量が高いところに利便性がある。また、#87-17 の GABA 含有量は、T₂ 世代で平均 120.3mg/100gFW 含まれており、果実 1 つで 40～50mg 程度となる。また GABA のヒトでの摂取効果や毒性として、GABA を含む機能性表示食品の評価シートで引用されている論文を調査したところ、10～360mg の GABA を 4 週間～3 ヶ月継続して摂取していたが、いずれの報告においても健康被害は報告されていなかった。また、

GABA 1g/日を4週間摂取した際にも、臨床上問題となる変動が見られなかったことが報告されている（坂下ら、2016）。GABA は生体内で主としてアミノ酸転移反応によって、コハク酸セミアルデヒドとなり、次いでコハク酸となり、TCA 回路に入り代謝される。また動物試験によると、GABA 200mg/kg 及び 213.6mg/kg を静注したところ、投与後 2 時間までに約 40%が未変化体のまま尿中に排泄されたことから、ヒト生体内においても、半分程度は未変化のまま尿中に排泄され、残りは TCA 回路にて代謝されと考えられる（ガンマロン錠 250mg 医薬品インタビューフォーム）。上市の際は、文献等に基づく食品からの摂取量や毒性情報を踏まえて成分等の摂取目安量を確認し、一般的な当該食品の摂取量で成分等の摂取目安量を超過する場合は、当該食品の摂取目安量を表示する。

またその他代謝に関わる成分として、GABA は当該酵素の働きによってグルタミン酸のカルボキシル基を除去し合成される（別添資料 1・図 1）ことから、T₂ 世代のゲノム編集系統#87-17 において、GABA 量の増加によりグルタミン酸量に変化がないかを調査した（（一財）・日本食品分析センターへ委託。アミノ酸自動分析法）。その結果、ゲノム編集系統#87-17 と野生型とでは、GABA 量が増加していたものの、グルタミン酸量に差は見られなかった（別添資料 1・図 3）。糖、有機酸、必須アミノ酸、タンパク質、カロテノイドなどについては、実験品種を利用して高 GABA 含有量トマトを作出した際に調査したが、GABA 以外有意差はなかったことから（Lee *et al*, 2018; 一部データ非公開）、本系統も同様であると推察する。

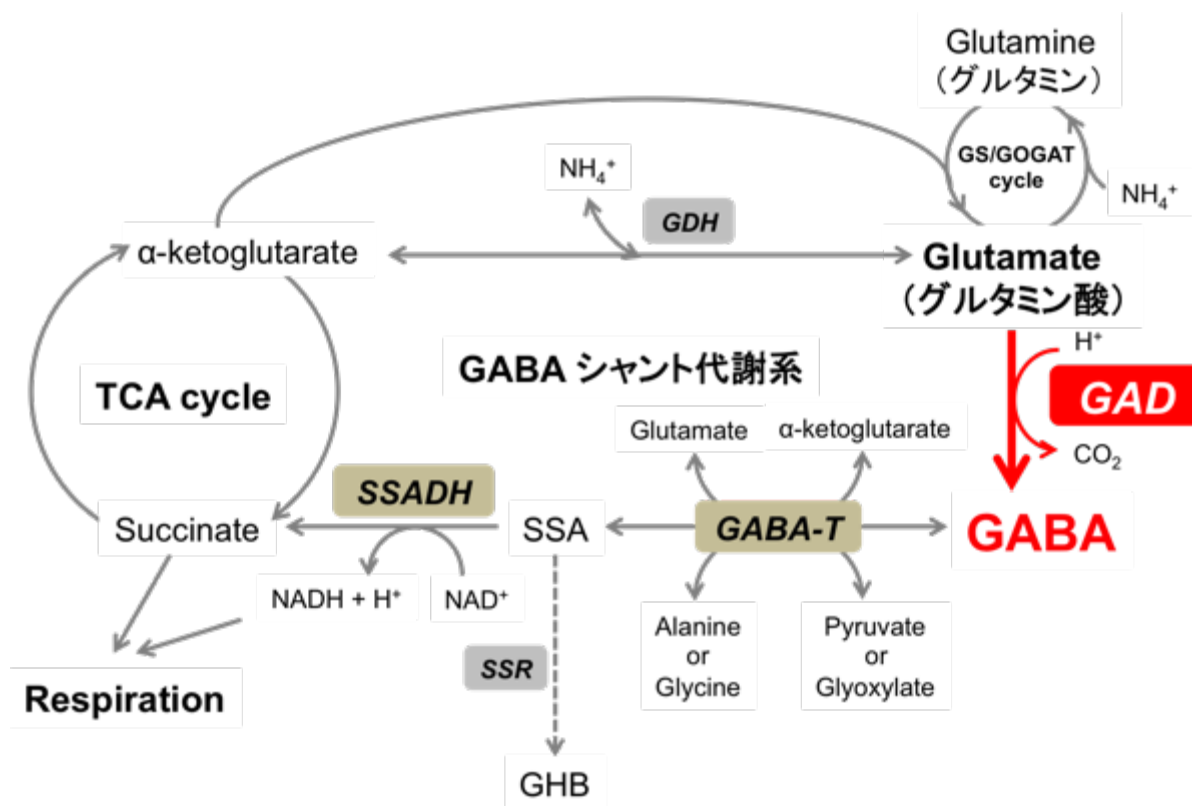


図1 高等植物におけるGABA代謝経路

グルタミン酸脱炭酸酵素 (GAD) は、グルタミン酸のカルボキシル基を除去し、GABAを合成する。

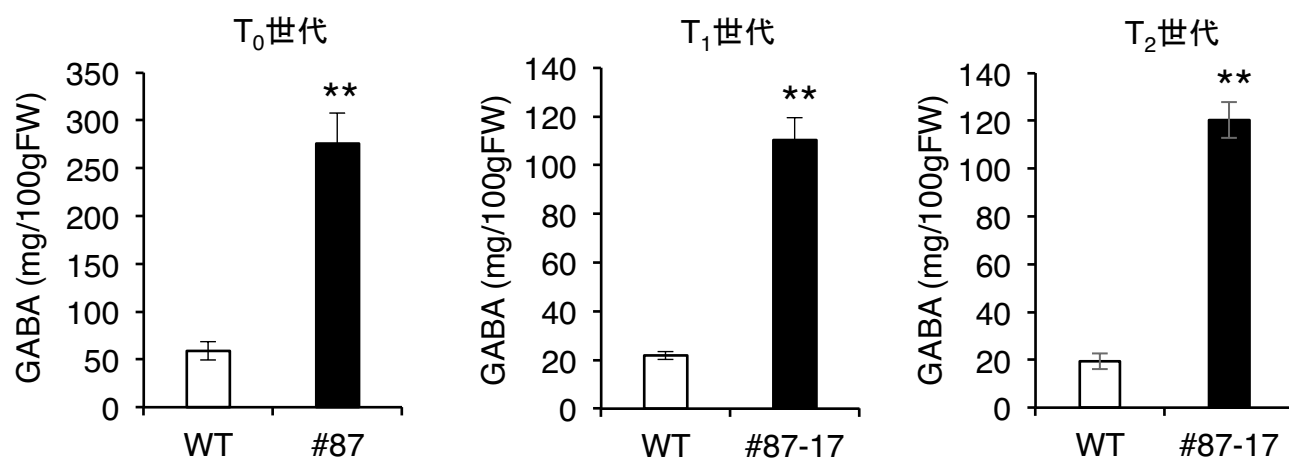


図2 赤熟果実における**GABA**含量(T₀世代からT₂世代)

GABA含量は、酵素法にて測定した。WTは調理用トマト品種の野生型、変異なしを表す。#87はゲノム編集当代(T₀世代)、#87-17はその後代(T₁世代およびT₂世代)系統を表す。#87(T₀世代)は複数の変異型をキメラに有し、#87-17(T₁世代およびT₂世代)は1塩基の挿入変異をホモで有する。エラーバーは、標準誤差を表す (n ≥ 3)。アスタリスクは対照区(WT)と比較して、有意差があることを示す(the Tukey-Kramer's test、**P* < 0.05 and ***P* < 0.01)。

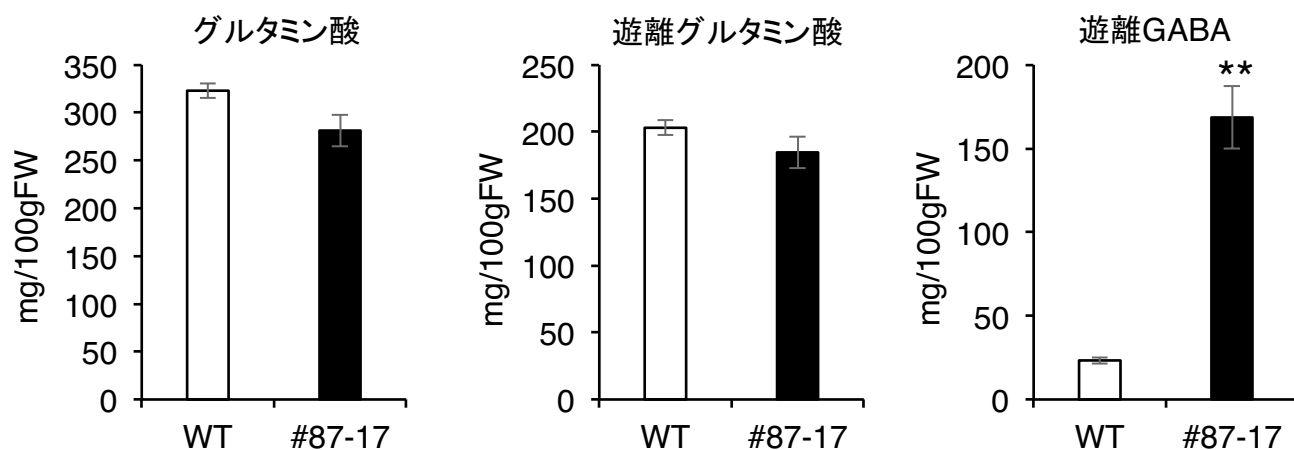


図3 赤熟果実におけるグルタミン酸、遊離グルタミン酸、**GABA**の含量(T_2 世代)
 グルタミン酸、遊離グルタミン酸、GABAの含量は、日本食品分析センターにて測定した。
 WTは野生型、変異なしを表す。#87-17はゲノム編集系統(T_2 世代)を表し、1塩基の挿入
 変異をホモで有する。エラーバーは、標準誤差を表す ($n = 3$)。アスタリスクは対照区 (WT)
 と比較して、有意差があることを示す (the Tukey-Kramer's test, $*P < 0.05$ and $**P < 0.01$)。

別紙 3 - 1 (公表様式：食品)

① 品目・品種名及び概要 (利用方法及び利用目的)

名称：可食部増量マダイ (E189-E90 系統)

概要：ゲノム編集技術を用いて、マダイにおいてミオスタチン遺伝子欠損 (14 塩基欠失) 個体を得た。その結果、当該マダイは、可食部が増量し、飼料利用効率が改善された。今回届出する品種 (以下、「届出の対象集団」(雑種第 2 代 (F_2))) という。) の作出には、近畿大学において、野生種から成長の良い個体を継代交配して選抜した育種系統 (従来品種) を利用した。

利用方法及び利用目的：ゲノム編集技術を活用して作出した届出の対象集団 (F_2) について、食品としての安全性及び養殖魚としての能力の両面から調査した。その後代から生産された稚魚を養殖魚として飼養し、マダイとして出荷する。

② 利用したゲノム編集技術及び遺伝子改変の概要

従来品種のかけ合わせによって得られた受精卵に対して、マイクロインジェクション法によって、Cas9 mRNA 及びマダイミオスタチン遺伝子の配列の 20 塩基を特異的に標的とした gRNA を移入し、マダイミオスタチン遺伝子に 14 塩基の欠失を持つ系統を選抜した。雑種第 1 代 (F_1) 及び雑種第 2 代 (F_2) では、食品としての安全性及び養殖魚としての能力の両面から調査及び選抜を行った。

なお、雑種第 1 代 (F_1) の選抜において、同一の 14 塩基欠失を持つ個体のみを選抜・利用し、後代継代を実施した。また、現在まで継代飼育していた雑種第 1 代 (F_1) 及び雑種第 2 代 (F_2) の全ての個体に対して、上記の 14 塩基の欠失であることを確認するとともに、当該変異が正確に遺伝していることを確認しており、当該変異及び形質は遺伝的に安定であると考察される。

③ ゲノム編集技術によるDNAの変化がヒトの健康に悪影響を及ぼす新たなアレルゲンの産生及び既知の毒性物質の増加を生じないことの確認

■ 確認済み □ 未確認

オフターゲット変異については、ソフトウェア解析により 10 箇所の変異が候補配列として示されたが、いずれも 2 塩基のミスマッチがあり、塩基配列解析の結果、いずれもオフターゲット変異がないことが確認された。そのため、新規にアレルゲンが生成される可能性がある配列は標的遺伝子のみである。標的遺伝子（ミオスタチン）の変化によるアミノ酸残基の変化及び新規のアレルゲン産生に関する評価を行った結果、届出の対象集団（雑種第 2 代（F₂））において、既知のアレルゲン配列やタンパク毒配列との相同性が新たに確認されず、新たなアレルゲンの産生及び既知の毒性物質の増加を生じないと推定される。

④ 特定の成分を増加・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変の有無

□ 代謝系に影響を及ぼす改変を行った ■ 代謝系に影響はない

標的とした遺伝子は骨格筋で発現する骨格筋肥大抑制因子のミオスタチンであり、TGF- β スーパーファミリーに属するマイオカインの一種である。届出の対象集団（雑種第 2 代（F₂））は当該遺伝子の機能欠損（14 塩基の欠失）によって骨格筋肥大が抑制されず、骨格筋肥大に伴う可食部が増量するとともに、飼料利用効率が改善される。したがって、特定の成分を増加・低減させるような代謝系に影響を及ぼす改変ではない。

また、マダイを含めた他の生物での食品用途において、ミオスタチンの発現量の増加・低減により、ヒトへの健康影響が起きたとの報告はない。

別紙 3 - 1 (公表様式: 食品)

① 品目・品種名及び概要 (利用方法及び利用目的)

名称: 高成長トラフグ (4D-4D 系統)

概要: ゲノム編集技術を用いて、トラフグ (英名: Tiger pufferfish, 学名: *Takifugu rubripes*) において、レプチン受容体遺伝子欠損 (4塩基欠失) 個体を得た。その結果、当該トラフグは、飼料利用効率及び成長率が改善された。今回届出する品種 (以下「届出の対象集団」(雑種第1代 (F_1)) という。) の作出には、野生種 (以下「従来系統」) という) を利用した。

利用方法及び利用目的: ゲノム編集技術を活用して作出した届出の対象集団 (雑種第1代 (F_1)) とその後代交配種 (雑種第2代 (F_2)) について、食品としての安全性及び養殖魚としての能力の両面から調査した。

その後代から生産された稚魚を養殖魚として飼養し、当該養殖施設内で生き締め等の処理を行った上で、トラフグとして加工事業者 (一部は、表示や販売方法に関する要件を満たす小売・飲食事業者) へ出荷する。

自社又は委託事業者の加工施設では、養殖場から受け入れた届出の対象集団 (F_1) 及びその後代交配種について、従来系統と同様に、肝臓、卵巣等の不可食部位を除去する。不可食部位は、食品衛生法及び都道府県の条例に即して適正に処分することから、食品利用されない。不可食部位を除去した可食部位のうち、食品として供さない端材 (以下「端材」という。) については、事業者へ委託して搬出する。

② 利用したゲノム編集技術及び遺伝子改変の概要

従来系統のかけ合わせによって得られた受精卵に対して、マイクロインジェクション法によって、Cas9 mRNA 及びトラフグレプチン受容体遺伝子の配列の 20 塩基を特異的に標的としたガイド RNA（以下「gRNA」という。）を移入し、トラフグレプチン受容体遺伝子に 4 塩基の欠失を持つ系統を選抜した。雑種第 1 世代（F₁）及び雑種第 2 代（F₂）では、食品としての安全性及び養殖魚としての能力の両面から調査及び選抜を行った。

なお、雑種第 1 代（F₁）において、同一の 4 塩基欠失を持つホモ接合体を選抜・利用し、後代継代を実施した。また、現在まで継代飼育していた雑種第 1 代（F₁）の全てに対して、上記の 4 塩基の欠失であることを確認するとともに、当該変異が雑種第 2 代（F₂）以降に正確に遺伝していることを確認しており、当該変異及び形質は遺伝的に安定であると考察される。

③ ゲノム編集技術による DNA の変化がヒトの健康に悪影響を及ぼす新たなアレル

ゲンの産生及び既知の毒性物質の増加を生じないことの確認

■ 確認済み □ 未確認

オフターゲット変異については、ソフトウェア解析により、61 箇所の配列が候補配列として示されたが、1～2 塩基のミスマッチがあり、全ゲノム解析及び PCR 法と塩基配列解析の結果、いずれもオフターゲット変異がないことが確認された。そのため、新規にアレルゲンが生成される可能性がある配列は標的遺伝子のみである。標的遺伝子（レプチン受容体）の変化によるアミノ酸残基の変化及び新規のアレルゲン産生に関する評価を行った結果、届出の対象集団（雑種第 1 代（F₁））において、既知のアレルゲン配列やタンパク毒配列との相同性が新たに確認されず、新たなアレルゲ

ンの産生及び既知の毒性物質の増加を生じないと推定される。

なお、届出の対象集団（雑種第1代（F₁））の後代交配種（雑種第2代（F₂））の可食部位（筋肉、皮、精巢）でのマウス法によるふぐ毒の検査結果、従来系統と同様に、ふぐ毒の蓄積は認められなかった。

④ 特定の成分を増加・低減させるために代謝系に影響を及ぼす改変を行ったものについては、標的とする代謝系に関連する主要成分（栄養成分に限る。）の変化に関する情報

□ 代謝系に影響を及ぼす改変を行った ■ 代謝系に影響はない

標的とした遺伝子は、脳の視床下部で発現する食欲抑制因子であるレプチンの受容体遺伝子である。レプチン受容体は、魚類の肝臓で発現するレプチンをリガンドとした受容体である。届出の対象集団（雑種第1代（F₁））は、当該遺伝子の機能欠損（4塩基の欠失）によって食欲が抑制されず、摂食促進に伴う成長率及び飼料利用効率が改善される。したがって、特定の成分を増加・低減させるような代謝系に影響を及ぼす改変ではない。

なお、届出の対象集団（雑種第1代（F₁））の後代交配種（雑種第2代（F₂））の一般組成分析の結果、従来系統と同様の値を示した。